

27生産第1441号
平成27年8月12日

日本青果物輸出促進協議会 会長 殿

農林水産省生産局農産部園芸作物課長

日台貿易・検疫措置（日本産ねぎ類の残留農薬基準値等違反通知）
の対応について

日本産青果物の主要輸出先である台湾においては、日本と同様、関係法令に基づき、青果物の輸入に際しては残留農薬の検査が行われており、残留農薬基準に違反した場合には、当該食品の廃棄・積み戻しのみならず、食品検疫のロット検査抽出率の引き上げ強化や全ロットでの食品検査の義務付け（検査費用の自己負担）等の措置が講じられます。

こうした中で、日本と台湾では残留農薬の基準が異なることから、最近、日本から輸出された青果物が台湾で不合格になる事例が頻発し、本年3月4日より全ロット検査が行われているところです。

台湾側からは、残留農薬の管理規制強化を指摘されており、このまま不合格の状態が継続して発生する場合、日本から輸出する「ニラネギ及びその他ネギ属の野菜、生鮮或いは冷蔵」に係る製品の輸入審査申請の受理を一時停止する旨通告を受けているところです（参考1）。

台湾をはじめとする輸出先への青果物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくため、貴団体におかれましては、下記の内容について、会員の方々に対して周知徹底を図って頂きますとともに、国内の関連輸出業者にも広く周知して頂きますよう、御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 海外へ青果物を輸出しようとする事業者は、必要に応じて、輸出先国の残留農薬基準等に適合した製品であることを確認するため、残留農薬分析を実施すること（参考2）。
- 2 1により当該品目が輸出先国の残留農薬基準に適合しない場合には、輸出は行わないこと。

(参考1) 台湾からの指摘事項 (概要)

(1) 2014年12月から2015年6月までの期間において、「ネギ及びその他のネギ属野菜」について23ロットで残留農薬違反があった。

(2) 各品目毎の違反農薬については以下の通り

ね ぎ : Azoxystrobin(アゾキシストロビン)、Dinotefuran(ジノテフラン)、Ethofenprox(エトフェンプロックス)、Tolfenpyrad(トルフェンピラド)、Methoxyfenozide(メトキシフェノジド)、Mepanipyrim(メパニピリム)

(3) 上記品目に関して管理規制の強化を実施されたい。

(参考2) 台湾の残留農薬基準に関する情報

(台湾衛生福利部食品薬物管理署ホームページ)

<https://consumer.fda.gov.tw/Law/PesticideList.aspx?nodeID=520#>